

一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会

臨時職員等給与規程

規程第9号

平成28年7月27日決定（2理）

平成29年3月28日一部改正（4理）

平成31年3月27日一部改正（13理）

令和3年11月25日一部改正（25理）

（総則）

第1条 臨時職員等就業規則第2条に規定する臨時職員等の給与の支給については、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

（給与の区分）

第2条 臨時職員等の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の区分により支給する。

（1）基本給

ア 臨時職員等就業規則第2条第1号に規定する臨時職員の基本給は日給又は時給とし、仕事の種類、経験、技能、能力等を勘案して、別表に定める「臨時職員等給与表」に基づいて専務理事が各人ごとに定める。

イ 臨時職員等就業規則第2条第2号に規定する臨時嘱託職員の基本給は月給又は日給とし、職務の内容、技能、能力等を勘案して、別表に定める「臨時職員等給与表」に基づいて専務理事が各人ごとに定める。

ウ 臨時職員等就業規則第2条第3号に規定する事業単位派遣員の基本給は、職務の内容、勤務時間、技能、能力等を勘案して、別表に定める「臨時職員等給与表」に基づいて専務理事が定める。

（2）諸手当

支給する手当は、超過勤務手当及び通勤手当とする。

（給与の計算期間と支払日）

第3条 臨時職員等の給与は、毎月の1日から末日までの期間における基本給及び諸手当の金額を、通貨で直接、翌月の10日（以下「支払日」という。）に支給する。ただし、常勤的勤務者又はこれに準ずる者にあつては、次に掲げる経費は支払いの際に控除する。

（1）所得税及び住民税

（2）健康保険料及び厚生年金保険料の個人負担分

（3）雇用保険料の個人負担分

（4）介護保険料の個人負担分。ただし、40歳以上の職員に限る。

（5）職員の過半数を代表する者との協定書に基づく福利厚生費等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には該当各号に掲げる日を支払日とす

る。

(1) 支払日が日曜日に当たるときは翌日（その日が休日にあたる時は支払日の翌々日）

(2) 支払日が土曜日に当たるときは前日（その日が休日に当たる時は支払日の前々日）

3 第1項の規定にかかわらず、本人の希望する金融機関に口座振込を行うことができる。

(欠勤、遅刻、早退等の給与)

第4条 欠勤、遅刻、早退等不就業の場合は、その時間割計算をもって給与額を減給する。

(超過勤務手当)

第5条 臨時職員等に対する超過勤務手当の支給については、職員給与規程第20条の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間1時間あたりの給与額は、日額単価を8で除して得た額とする。

(在宅勤務手当)

第5条の2 事業単位派遣員又は遺骨鑑定専門員であつて、本協会事務局から遠距離に居住する者が報告書等を作成するにあつて自宅で作成し電子メール等で報告する場合、本人及び派遣団長の申請で専務理事は在宅勤務を認めることができる。この場合の給与は業務量と当該者の給与日額によって個別に定める。

(通勤手当等)

第6条 臨時職員等に対する通勤手当の支給については、職員給与規程第3章第6節の規定を準用する。ただし、非常勤的勤務の者にあつて、1月のうち15日以下の勤務のときは、交通費実費とする。

2 前項ただし書きの交通費実費は、上限額を1月55,000円かつ1日当たりの上限額を6,000円とする。

3 本協会事務局から遠距離に居住する事業単位派遣員が、事前準備等で事務局に通勤する場合の交通費実費は、前項と同様とする。

4 自宅からの通勤が困難で本協会近隣に宿泊する場合の宿泊費用は、交通費と合わせ第1項上限額の範囲内で支給する。

(報奨金)

第7条 過去6月の勤務実績が常勤的勤務者の8割以上の勤務で、かつ、勤務成績の良好な者については、別に定める報奨金を支給することができる。

(退職慰労金)

第8条 常勤的勤務者で雇用の更新により2年以上勤務した者で、かつ、在職中の勤務成績が良好であったと認められる者については、別に定める退職慰労金を支給することができる。

(給与の減額)

第9条 第4条の規定により減額すべき給与額は、第5条第2項の規定に基づき得た額にその勤務した時間を乗じて得た額を減額して支給する。

(端数の処理)

第10条 給与の各項目の金額に1円未満の端数があるときはその端数金額は切り捨てるものとする。ただし、第5条の規定による超過勤務手当を算定する場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満は切り捨て、50銭以上は1円に切り上げるものとする。

(雑則)

第11条 通勤手当の支給に関しこの規程に定めのない事項は、専務理事が定める。

附則

この規定は、平成28年10月1日から実施する。

平成29年3月28日一部改正（同日実施）

平成31年3月27日一部改正（第5条の2、第6条及び別表4）は、平成31年1月12日に遡及して改正
令和3年11月25日一部改正（第5条2項）

別表 臨時職員等給与表

第1 臨時職員等の基本給

1 臨時職員であって、給与を日給とし常勤するもの

(1) 事務職の補助的職務にあるもの

単位：円

| 在職期間 | 日額（円） | 相当給与 | | 備考 |
|--------|-------|------|---------|--------------------|
| | | 号 | 月額21日 | |
| 採用年 | 8,000 | 1-1 | 168,000 | 日々更新 1年毎に再雇用もあり |
| 1年経過 | 8,260 | 1-5 | 173,460 | |
| 2年経過 | 8,520 | 1-9 | 178,920 | |
| 3年経過以降 | 8,820 | 1-13 | 185,220 | |

(2) 業務上有益な専門知識を有するもの

| 在職期間 | 日額（円） | 相当給与 | | 備考 |
|------|--------|------|---------|--------------------|
| | | 号 | 月額（円） | |
| 採用年 | 9,490 | 1-21 | 199,290 | 日々更新 1年毎に再雇用もあり |
| 1年経過 | 10,100 | 1-25 | 212,100 | |

| | | | | |
|--------|--------|------|---------|--|
| 2年経過 | 10,480 | 1-29 | 220,080 | |
| 3年経過以降 | 10,780 | 1-32 | 226,380 | |

2 臨時嘱託職員（通訳等）

| 在職期間 | 日額（円） | 相当給与 | | 備考 |
|---------|--------|------|---------|----|
| | | 号 | 月額（円） | |
| 採用年 | 12,500 | 1-56 | 262,500 | |
| 200日経過後 | 13,000 | 1-56 | 273,000 | |

3 事業単位派遣員

| 職名/経験回数 | 日額（円） | 備考 |
|---------------------------------------|--------|---|
| 調査又は収集団員 A 経験 0～3回 | 8,000 | ○ 遺骨収集事業に関心と理解があり、数年にわたってこの事業に参加することが見込まれる者 ○ 社員団体又は事務局主任以上の推薦を得た者 |
| 調査又は収集団員 B 経験 4～9回 | 9,000 | |
| 調査又は収集団員 C 経験 10回以上 | 10,000 | |
| 調査又は収集団員 D 経験原則 10回以上 団長経験 5回以上 | 12,000 | ○ 団長、副団長又は分派時の分派責任者が務められると判断される者 ○ 社員団体又は事務局主任以上の推薦を得た者 |
| 公文書館調査員 | 12,000 | ○ 戦没者関連事業に関心と理解があり、米、豪、英国の公文書館において、単独で調査に従事できると判断される者 ○ 社員団体又は事務局主任以上の推薦を得た者 |

4 臨時嘱託職員（遺骨鑑定専門員）

| 職名 | 日額（円） | 備考 |
|---------|--------|--|
| 遺骨鑑定専門員 | 34,000 | ○ 厚生労働省又は本協会の遺骨情報調査又は遺骨収集事業において 遺骨鑑定の実績を十分に積んだ専門家を派遣同行期間につき支給する。 |